

令和 8 年度 自動音声応答システム導入業務  
プロポーザル審査委員会設置要領

(設置)

第 1 条 自動音声応答システム構築及び運用保守管理業務に係る公募型プロポーザル（以下「企画提案」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行うため、令和 8 年度 自動音声応答システム導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査事項)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領の承認に関すること
- (2) 企画提案等の審査及び候補者の決定に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 審査委員会は、正副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は\_\_\_\_\_をもって充て、副委員長は\_\_\_\_\_をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職員で組織する。

- (1) 佐久市\_\_\_\_\_
- (2) 佐久市\_\_\_\_\_
- (3) 佐久市\_\_\_\_\_
- (4) 佐久市\_\_\_\_\_
- (5) 佐久市\_\_\_\_\_

4 委員は、市長が選任する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、選任の日から企画提案の審査及び評価の終了日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第 8 条 審査委員会の事務局は、佐久市情報政策課に置く。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 2 6 日から施行し、本業務の契約締結の日をもって廃止する。